

墓地・霊園使用に関する手続き

名寄市内には数か所の墓地・霊園があり、それぞれ墓所（区画）の大きさや使用料・管理料が異なります。詳細は、下記のとおりとなります。

	施設概要	設備	備考
①	名称 緑丘霊園 所在 名寄市字緑丘205番地2 墓所数 472（1区画7㎡） 使用料 182,000円/区画 ※市外居住者は5割増 管理料 83,160円/区画	水道 ○ トイレ ○ 駐車場 ○ ゴミS ○ 除雪 ○	春の彼岸時期に自動車通路のみ除雪を行います。
②	名称 となみが丘霊園 所在 名寄市字砺波 墓所数 837（1区画4㎡～16㎡） 使用料 ※別表 管理料 使用面積×220円×30	水道 ○ トイレ ○ 駐車場 ○ ゴミS ○ 除雪 ○	春の彼岸時期に自動車通路の一部と駐車場のみ除雪を行います。
③	名称 緑丘共同墓地 所在 名寄市字緑丘 墓所数 1406（1区画1坪～） 使用料 2,000円/坪（市内） 10,000円/坪（市外）	水道 ○ トイレ × 駐車場 × ゴミS × 除雪 ×	供物やゴミ等は全てお持ち帰り下さい。
④	名称 風連中央墓地 所在 名寄市風連町字緑町 墓所数 1686（1区画9.91㎡） 使用料 10,000円/区画（市内） 30,000円/区画（市外）	水道 ○ トイレ ○ 駐車場 ○ ゴミS × 除雪 ×	供物やゴミ等は全てお持ち帰り下さい。

※ゴミS（ゴミステーション）

※その他の墓地についての詳細は、お問い合わせ下さい。

別表

となみが丘霊園使用料

使用面積	金額
4㎡まで	1㎡×2,000円
4㎡を超え、6㎡まで	1㎡×3,000円
6㎡を超え、8㎡まで	1㎡×4,500円
8㎡を超え、12㎡まで	1㎡×6,500円
12㎡を超え、16㎡まで	1㎡×9,000円

※市外居住者は5割増

申し込み方法

- ① 現地を見て、あるいは図面上でご希望の場所を決めて下さい。
- ② 施設の使用許可申請書を提出して下さい。(様式は環境生活課に備えてあります)
※印鑑と申請者の方の本人確認ができる書類をご持参下さい。(健康保険証、運転免許証など)
- ③ 使用料及び管理料は一括して納めていただきます。

留意事項

墓地・霊園共通

- ① 墓所はお貸しするもので使用权の譲渡、転貸はできません。使用しなくなった時は返還いただきます。また、許可日から3年以内にお墓の建設等をしない場合は、使用权を取り消すことがあります。
- ② 設備制限など名寄市条例に違反した場合は、使用权の取り消し、罰則等がありますので、不明な点は必ず担当課までご相談下さい。

墓 地

- ① 敷地内の清掃(草刈等)は使用者で行って下さい。
- ② 供物やゴミ等は全てお持ち帰りいただき施設内に置いていかないで下さい。
- ③ お貸しできる全ての墓所は、前使用者から返還を受けた墓所となっています。

霊 園

- ① 施設内の車両交通は一方通行です。
- ② ゴミの扱いは供物、生ゴミ等は持ち帰り下さい。
他のゴミは完全に分別していただき、指定場所へ置いて下さるか持ち帰り下さい。
- ③ お貸しできる一部の墓所は、前使用者から返還を受けた墓所となっています。

設備制限

- ① 墓碑の規格は盛土を含めて3m以下(緑丘霊園は2.5m以下)とする。
- ② 盛土の高さは0.45m以下とし、コンクリート等の永久工作物とする。
- ③ 樹木の高さは1.5m以下とし、道路及び他の墓地の施設又は隣接地に障害を及ぼさないようにしなければならない。
- ④ 囲障の設備は高さ0.9m以下とし、木造、コンクリート造り、石造り、生垣、その他管理上適当と認める材料とする。

【お問い合わせ先】

〒096-8686 名寄市大通南1丁目1番地
名寄市市民部環境生活課環境・生活安全係
電話 01654-3-2111(内線3122)